

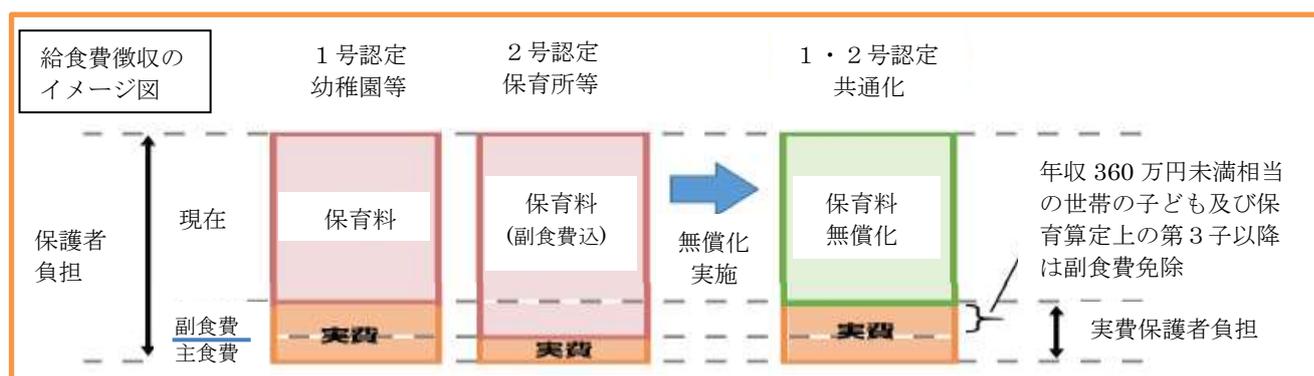
## 認可保育所における給食費の取り扱いについて

この度の幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳児～5歳児及び0歳児～2歳児の非課税世帯に係る保育料は無償化されますが、給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、現在の幼稚園等と同様、保護者が負担することが原則との考えが示されました。

これまでも、認可保育所における3歳児～5歳児の給食費に関して、主食費（ごはん、パン等）については直接、副食費（おかず）については、保育料の一部として保護者の皆さんにご負担いただいておりますが、無償化後も引き続き保護者負担を原則とし、主食費として月1,600円、副食費として月4,500円を徴収させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ただし、年収360万円未満相当の世帯の子どもと、保育算定上第3子以降の子どもについては、副食費が免除（この場合も主食費はかかります）されます。

なお、0歳児～2歳児の給食費については変更ありません。



また、幼稚園や認可外保育施設など、認可保育所以外の施設における給食費の取り扱いについては、施設により異なります。